

第2回 境港市議会（定例会）会議録（第3号）

議事日程

平成15年6月10日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第54号～議案第60号

第4 陳情第16号 中海の環境修復についての陳情

陳情第17号 国立病院の独立行政法人化にあたり医療・看護体制の拡充等についての陳情

陳情第18号 義務教育費国庫負担制度堅持の意見書提出を求める陳情

陳情第19号 教育基本法の見直しに反対する意見書提出を求める陳情

陳情第20号 労働法制の改正に関する陳情

陳情第21号 ペーロン艇購入の陳情

陳情第22号 WTO農業交渉に対する陳情

陳情第23号 教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書採択に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番 下西淳史君

3番 永田辰巳君

6番 松下克君

9番 荒井秀行君

11番 水沢健一君

13番 南條可代子君

15番 黒目友則君

17番 米村一三君

19番 森岡俊夫君

2番 石長靖哉君

5番 定岡敏行君

8番 長谷正信君

10番 渡辺明彦君

12番 竹内祐治君

14番 植田武人君

16番 岩間悦子君

18番 岡空研二君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	黒見哲夫君	助役	竹本智海君
収入役	北山茂君	教育長	池淵一郎君
総務部長	中村勝治君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	狩野宏君
分権推進監	安倍和海君	市民生活部次長	景山憲君
産業環境部次長	足立一男君	産業環境部次長	足立利昭君
教育委員会 事務局次長	宮辺博君	総務課長	門脇俊史君
財政課長	足立明彦君	地域振興課長	佐々木史郎君
秘書課長	洋谷英之君	市民課長	寺澤敬人君
通商課長	山本修君	環境防災課長	渡辺恵吾君
下水道課長	二瀬信博君	都市整備課長	伊達憲太郎君
教育総務課長	渡辺憲二君	生涯学習課長	里和則君

事務局出席職員職氏名

局長	武良幹夫君	議事係長	戸塚扶美子君
調査庶務係長	阿部英治君	議事係主幹	片寄幸江君

開 議 (1 0 時 0 0 分)

議長(下西淳史君) おはようございます。暑いようですので、上着とっていただいて結構です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、松下克議員、黒目友則議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問に入ります。

昨日に引き続き各個質問を行います。

最初に、南條可代子議員。

13番(南條可代子君) 6月定例市議会開催に当たり質問をいたしてまいります。どうか趣旨をしっかりと御理解いただき、誠意ある御答弁を求めるものでございます。なお、昨日の質問と一部重複する点もございますが、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、住民発議についてお伺いいたします。合併協議会設置の住民発議につきまして

は、主権者であります市民の皆様は自治体存立の基礎的条件にかかわる基本的な選択については、私もかかわりたい、意志を表明したい、他人の意思も知りたい、その上で自分は納得したいと考えるのは、私は当然のことであり、市民の素直な率直な心情であると思っております。現在具体的に作業が進められていると思いますが、有権者の6分の1と認められ、そして住民投票により有効投票総数の過半数の賛成が確定されますと、合併特例法第4条17項により合併協議会設置協議について議会が可決したものとみなされます。そこまで至った場合、本市の取り組みについて、まずお伺いしておきます。

次に、地方分権についてお伺いいたします。日本で最初の地方制度ができたのは明治憲法が公布される1年前の1888年、明治21年の市制町村制であります。憲法公布前に地方自治制が取り上げられてきたのは政治的理由が多分にありますが、先人であります山県有朋が書いた理由書にその理由が3つ述べられています。

1つには、日本の封建制度にあります。それまでは代々の世襲の武士が行政、政治を行ってまいりました。明治憲法公布によって国会が創設され、初めて代議制度による政治が始まりました。しかし、長く続いた封建制度のもとにいた国民は代議制度についてよく知りませんでした。そのために国より先に市町村に代議制度を導入して、それに習熟してもらおうというのが一つの理由でございました。

2つには、地方政治の安定のためです。国会が開設されますとさまざまな政治的駆け引きが行われ、国の政治が不安定になる可能性がありますし、国の政治が仮に不安定になったとしても、地方政治が安定していれば国家全体が揺らぐことはないだろうと国全体の安定のために地方自治制度を速やかに導入する必要がありました。

3つに、明治政府が大変財政が逼迫していたということでもあります。政府が地方自治体に助けてもらうための地方自治の始まりでありました。戦後、飛躍的経済発展により国、地方の財政は豊かになってまいりましたが、次第に日本の行政がナショナルミニマムからシビルミニマムに変化するのに伴い、行政の主役が国から地方へと変化してまいったことは周知のとおりでございます。まさにこれからは自主的に行政を行い、創造性を持ち、行政課題にチャレンジしなければなりませんし、実施結果に責任が伴ってまいります。この現状のもと、真に実効ある地方分権を実施するため、地方分権に対する市民の理解と幅広い地域からの盛り上がりが必要となってまいります。このような視点に立ち、順次質問をさせていただきます。

1つ、分権推進室が設置されておりますが、地方分権を進めるための計画は今日まで行政改革大綱に基づき実施されてきたと認識しておりますが、今後、境港市地方分権推進計画として推進していくべきではないでしょうか。

2つ、定員適正化計画の策定を図り定員管理を推進することは評価いたしますが、今日までの地方行政改革はどちらかというと国の主導により直接的な減量化に焦点が当てられてまいりましたが、今後は行政体制の整備・確立など住民との関係において体質を強化することが重要となり、そのために職員の資質向上を図り、有する可能性、能力の最大限の

引き出しが必要となってまいります。そのために人材育成に対する基本方針の策定を求めるものでございます。その際、政策形成能力や創造的能力、法務能力等の向上、また公務員倫理についても検討されることが大切であります。人事管理におきましては、経歴管理をすることによって職場をバランスよく経験することと、研修をすることによりスキルアップを図り、総合的な取り組みで人材育成を着実に図っていただきたいと考えるものであります。

3つ、市政への市民参加の拡充が必然的に図られていく今日、審議会、協議会の運営方針の見直しが必要ではないでしょうか。

4つ、市民参加のまちづくりについてお伺いいたします。これからの地方分権社会において本市が個性あふれる地域づくりを進めていくために、市民が主体的にまちづくりに参画し、市民と行政との協力体制を基本にした市民参画のまちづくりを推進するための組織の設置を求めるものであります。私はこれからのまちづくりは庶民の目線、庶民の生活感覚が必要であると考えます。現在、市民参加の行政の推進のため自治会長等との懇談会の開催、市報の発行、ホームページの開設等が行われておりますが、行政は伝達し、聞き手に回ることが多く、市民と行政との隔たりは否めません。これからは行政から市民への分権を適正に進めながら、差し迫ってくる重要課題について市民と行政が同じテーブルで意見の交換をし、また議論をしていくことにより、今まで行政だけではなし得なかったよりすぐれた解決策が浮かび上がるだけではなく、市民と行政との一体感が生まれ、連帯の輪が広がっていくのではないのでしょうか。まちづくりは市民と行政が一体となった組織をつくることが求められていると考えます。以上、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、家庭内暴力への対策についてお伺いいたします。人権は人間として生まれた者すべてにとって当然の権利である。このように言いますと、何を今さらという声が聞こえてきそうですが、家庭内暴力という形での人権侵害は年々増加をしているのが実情です。家庭内暴力には親から子への暴力、子から親への暴力、親密な関係における男性から女性に対する暴力があります。親から子への暴力、児童虐待においては、県内の児童相談所における相談受け付け件数は毎年増加をしております。平成14年度では身体的虐待、ネグレクトが最も多く、約9割以上、虐待者は実母が約5割で、被害者の年齢は就学前が多いというデータが出ています。一方、女性に対する暴力につきましては、ドメスティック・バイオレンス、DVという言葉で加害者、被害者とも教育のレベル、収入の高低、職業の有無や種類、年齢、人種、文化など関係なく行われています。普通の犯罪であれば即処罰されるのに、家庭内のことは他人が入り込めないことが解決をおくらせる要因にもなっていると思われまます。しかし、家庭の中で行われる暴力は子供の心身にも大きな影響を与え、暴力の連鎖となり、また次の暴力を生み出していくと言われます。家庭内であっても暴力は犯罪である、だから絶対に許されないとの意識をしっかりと持つ必要があります。男性も女性も子供も大人も一人の人間として尊重し、暴力は絶対許さないとの意識啓発をまずしていくことが必要だと思っておりますが、本市の取り組みについて市長の御見解をお伺いいたしま

す。

2点目に、女性に対する暴力についてでございますが、平成13年10月より、配偶者からの暴力を防止し、その被害者を保護することを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行いたしました。平成14年における女性に対する暴力について内閣府が実施した調査によりますと、夫から命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた女性は5人に1人、また何度もあったという人は20人に1人と予想以上に多い結果となっており、それはごく一部の人の問題ではなく、多くの人にかかわる問題であることを示しています。また、夫やパートナーから身体的暴力を受けた者のうち、わずか4%しか公的な機関や民間の機関に相談をしないという結果であります。このことから、家庭内暴力の被害者の実態は把握されておらず、潜在化していることが明らかになっていきます。この背景には、女性に対する暴力についての社会の理解が不十分であることや暴力を容認する社会構造がまだあることが上げられます。私は、この女性に対する暴力を容認するような社会構造を変えていくためにはジェンダーフリーの視点が大きなキーワードであり、互いに尊重し、よりよい家庭を築くことのできる社会を構築するためにも、本年、女性行動計画の見直し作業を進める中で男女共同参画条例の制定を望むものでございます。市長の御所見をお伺いしておきます。

次に、ごみの収集体制についてお伺いいたします。本年9月からのごみ分別収集カレンダーが新しく配布される前のときでもあり、正月三が日を除く可燃ごみの祝日収集について再度検討すべき課題として取り上げさせていただきました。昨年私は収集体制の地域格差があることを取り上げ、以後、全市的なステーション化を図ることとなりましたが、本年10月からのごみ有料化のスタートに合わせ可能となるのでしょうか。現況についてまずお伺いいたします。これからも住宅区域の拡大に伴い、収集区域の拡大及び排出量の増減による収集計画の見直しを図りながら収集の効率化に努めていただきたいと思います。

さて、5月号市報等によるごみ有料化指定袋制の実施につきましては大きな反響となっておりますが、今後住民説明会等の開催予定をしておられ、初回におかれましては市民の減量意識の高揚に相努めていただきますことを願うものであります。私はこの説明会のあり方次第が市民参画のまちづくりの実質的なスタートであると考えており、他の職員の皆様も所管と同じような気持ちで参加していただきたいものであります。市民に経済的な負担、いわゆる痛みばかりを追いやるようでは市民参画のまちづくりは不可能であります。正月三が日を除く祝日のごみ収集の実施を市民を代表いたしまして求めるものでございます。市長の御所見をお伺いいたします。

2点目に、高齢者のごみ出し支援についてお伺いいたします。高齢化、核家族化が進む中、地域のごみステーションにごみ出しすることが困難なひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯が増加しており、その方々が安心して暮らせる対策が必要になってまいりました。身近にお世話をしてくださる方はまだしも、身近にごみ出しの支援をしてくれる人のいない高齢者のみの世帯、重度の障害者のみの世帯とか分別したごみを地域の

ステーションに持っていかれない方には個別に玄関先で収集する個別収集の実施を求めるものであります。この実施により安否確認にもつながり、住みなれた地域で安心して、かつ自立した在宅生活が送れるようになるのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、高齢者福祉についてお伺いいたします。地域の人々が安心して住み続けることのできる地域社会を形成するため、お互いに思いやりの心を持ち、支え合って生活できる共生のシステム構築のため地域福祉計画が策定されており、担当課におかれましては御努力に感謝申し上げます。高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して老後を送れることを第一義として、今後も福祉サービス、介護サービスは充実が必要であり、そのサービスを適切に提供するため敬老事業の見直しを行うことを提案し、その確保された財源を活用して今後の福祉サービスの充実を図っていかれることを考えるものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

2点目に、県内における平成14年1年間の独居高齢者の孤独死は約60件以上に上ることですが、このような悲劇は何としてもなくさなければなりません。突然の事故を通報するためという観点から、現時点での疾病などは絶対的な条件にはならないと私は考えます。また、昼間のみ独居世帯からの設置要望も聞いております。障害を持つ方も同じ不安をお持ちだと思います。これらのことから、この緊急通報装置は希望するおおむね65歳以上の高齢者及び障害者を対象としてはどうかと考えます。市長の御所見をお伺いいたします。以上でございます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 南條議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、住民発議による請求の問題でございますが、住民投票の結果、過半数の賛成があり、合併協議会設置協議について議会が可決したものとみなすことになった場合、本市の取り組みについて伺うという御質問であります。住民投票の結果、仮に合併協議会設置の賛成が多かった場合は3月定例市議会でお示した規約に基づき米子市との合併協議会を設置することになります。その後の合併協議会の運営につきましては、米子市と協議をしながら進めていくということになります。

次に、地方分権の問題でございますが、地方分権推進計画として推進すべきでないかという御意見であります。市町村の自主性、自立性を高める観点から、地方分権一括法により鳥取県より本市に権限が移譲され、また鳥取県から市町村への権限移譲を推進するため、条例による事務処理の特例制度により事務移譲を希望する市町村に事務の移譲がなされているところであります。本市でも可能な限り事務の移譲を希望しており、現在鳥取県より28の事務について移譲を受けておりますが、移譲可能な事務の中に専門的な知識等が必要なものもあり、本市の規模、体制ではすべてを受け入れることができないのが実情であります。この受け入れていないという事務の主なものを申し上げますと、都市計画法に基

づく事務、これは開発行為の許可等でございます。それから計画法に基づく事務、それから3つ目が農地法に係る事務、農地の転用等の事務でございます。それから4つ目に土地区画整理法に基づく事務、これは個人施行の土地区画整理事業についてでございます。県からの移譲事務には専門的知識が必要なものが多く、訴訟への対応も必要になり、また処理件数が少ないものも多く、かえって非効率になるものもあります。これまでは県や中核市がその事務を行っているが、特例市でもそういった事務が行われることが可能となっております。なお、御提言のような市独自の推進計画の策定は考えておりませんが、市民生活に密着した分野などについての事務が受けられるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、人材育成に対する基本方針の問題でございますが、平成14年3月策定の行政改革大綱に職員研修の充実、人材育成・登用を掲げており、職員研修につきましては、職員の資質向上のため、階層別研修と各業務の専門研修を中心に行っているところであります。今後も職員の意識改革、能力開発など引き続き充実を図っていく必要があると考えております。人材育成基本方針の策定につきましては、国の公務員制度改革の動向を見ながら、人事配置、人材登用など、その基本方針につきまして現在検討を重ねておるところであります。

次に、市民参加の問題として審議会・協議会の運営方針の見直しについてお尋ねになりました。各種審議会等の運営につきましては、これまでも会議の目的、性格などに応じてかわりの強い団体等から幅広く委員を選任してまいっておりますが、各種団体に委員の推薦を依頼する場合は、その代表者に限らず広い視野から適任者の推薦を要請したり、できる限り女性委員の参画率を引き上げるなどに配慮しているほか、昨年度からは市民公募による委員の選任も実施しているところであります。御参考までに、昨年度老人保健福祉計画というのを定めるに当たりまして委員会をつくりましたが、委員20人のうち女性委員が半数の10人、それから公募委員を3人といたしております。また今年度、今、地域福祉計画というのをつくることになっておりますが、この委員会は委員15人程度を予定しておりまして、そのうち公募委員を3人といたしております。

次に、市民参加のまちづくりについてでございますが、社会の変化や多様化する市民要望等を的確に把握し、これを市政運営に反映させていくためには、市民参加の場を積極的に拡大していくことによって開かれた市政を進めていく必要があると考えます。このため特に広報・広聴事業の充実を図ることとしており、このたび市政懇話会もその一環であります。このほかに今後取り組むことを考えておりますものとしたしましては、私や部課長が地域に出向いて地域の方々と意見交換をする出前座談会、これは仮称でございます。それから行政への身近な提言等を聞く市政モニターの設置、それから重要施策を企画段階から公開して意見を求めるパブリックコメント制度、それから日常生活の中で感じる行政への疑問や要望等を聞く市長への意見箱の設置などに取り組むことによって市民と一体となった市政運営を制度化してまいりたいと考えております。南條議員の言われるような新

たなまちづくり組織までは現在のところ考えておりません。

次に、家庭内暴力の問題でございます。私も南條議員のおっしゃるとおり、これらの問題解決には被害者の救済と同時に、人権尊重の視点に立った暴力を許さないという意識啓発が非常に重要であると考えております。今年度から人権政策課という課を新しく設けまして人権問題について総合的に取り組むことといたしておりますが、啓発活動につきましては関係機関、関係部署と連携を図りながら引き続き取り組んでまいりたいと思います。

次に、女性行動計画の見直し作業を進める中で男女共同参画条例の制定を望むという御提案でありましたが、条例の制定に対する御質問はこれまでもありましたけれども、男女共同参画社会基本法並びに鳥取県条例を遵守しながら市民主体で具体的な行動計画を策定するとともに、行政と市民団体と協調して男女共同参画施策を着実に推進していくことが当面よいのではないかと考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ごみの問題でございますが、ごみ集積所のステーション化の現況につきましては、最も戸別収集が多い境地区の各自治会に対し市側の案をお示しし、御理解、御協力をいただき、各自治会で調整をいただいている段階でございます。その他の地区のステーション化につきましても、遅くとも本年10月には全地区のステーション化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。また、正月三が日を除く祝日の収集につきましては、これまでどおりの収集方法が定着化しているとこれまでの議会で答弁してまいりましたが、今後ごみ袋の有料化に伴って、収集日が祝日に当たった場合等についても収集の実現に向けた努力をしてみたいと考えております。私の思いといいますか私の考えは、ごみの有料化とともにこの問題も今後検討を深めていく必要があると考えておりますし、私は正月の三が日を除くすべての祝日を対象に検討いたしたいと考えております。ほかの地域ではハッピーマンデーとかと言われる日だけをとらえて実施されておるところがありますが、同じやるならそこまで踏み込めないものか、どういう手法でやれば可能なのかということを前向きに検討いたしたいと考えております。

それから、高齢者世帯等への支援の問題でございますが、高齢化が進む中で高齢者、重度の身体障害者世帯への支援は、ごみ出しだけではなく、行政並びに地区の民生委員や地域の方々も含めた総合的な支援が必要であると考えております。この問題につきましては地域の方々ともよく相談をし、実際のケースを想定しながら地域で取り組みができるようお願いしてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと存じます。

最後に、高齢者福祉の問題でございますが、初めに敬老会の事業の見直しを行いました。ことしから数えて76歳以上に御案内を申し上げて、先般、大半終わっておるところであります。このことによってこれからどうなるかといいますと、来年度、16年度は数えて77歳以上、そして今80歳の祝い金も廃止させていただいております。今後とも敬老事業に限らず既存事業を見直し、福祉だけでなく新しい行政の多様化に対応していく必要があると考えております。なお、御参考までに申し上げますと、今年度年齢の引き上げ、あるいは80歳の祝い金を廃止したこと等によりまして、82万円余の経費が節減できて

おるところであります。

最後に、ひとり暮らしのお年寄りに今、緊急通報装置というのを実施しておりますが、これをもっと実態に即して緩和すべきでないかという御意見であったと思います。この事業は65歳以上のひとり暮らしで体が弱く生活に不安のある高齢者が対象で、ボタン一つで在宅介護支援センターに連絡が入り、相談を受けたり、また連絡を受けた職員が緊急に駆けつける以外にも、月1回定期的に訪問を行い、安否確認を行う事業でございます。平成14年度には32台を新たに設置し、現在134台設置いたしております。15年度に入ってから既にひとり暮らしの高齢者から10件を超える相談をお受けいたしております。今後もひとり暮らしの高齢者からの設置希望は数多く出てくると予想しております。現時点では、そういった状況から緊急度の高いひとり暮らしを対象にして設置をしていきたいと考えておるところでございます。御理解をお願いいたします。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それでは、重ねての質問とあわせながら追及させていただきたいと思います。

まず初めに、ごみ収集の件でございますが、正月三が日を除く祝日収集の実現に向けて前向きに取り組んでいくという力強い市長の御答弁をいただきました。本当に市民を代表いたしまして感謝申し上げます。それでですけれども、いつごろひとつスタートをめどとしておられるのかということをお聞かせいただければより市民の皆様も喜ぶのではなからうかなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、住民発議の問題でございますけれども、仮に住民投票いたしまして賛成が過半数と確定されますと、対象市でありますいわゆる米子市に報告されます。それとあわせて県知事にも報告されると思いますが、県知事にどのような市としての問題を想定して、また県の支援を仰がなければならぬのか、今わかっておられるのであれば、その項目についてお聞きさせていただきたいと思います。

それから、地方分権のことでございますが、いわゆる権限がどんどん移譲してくると、市としてもやはりそれに対応し切れないそういう事務事業があると、その中で、例えてみれば専門員でございますが、いわゆる広域行政でやはり専門員を雇用するということができないのかどうかお伺いさせていただきたいと思います。

それから、まちづくりのことでございますが、広聴事業、パブリックコメント、市政モニター、いろいろ市民に向けての発信をしていただくということでございますが、その課題を今後庁舎に持って帰ってどうされるのか、今までの行政といえば、市長御存じのように縦割り行政とよく言われております。これからはいわゆるどんどん多様化、複雑化してまいります。一つの所管だけでは対応できない問題もありますでしょう。2つ、3つの所管といる議論せないけないこともありますでしょう。その対応をどうされるのかお伺いをさせていただきたいと思います。

それから、敬老事業でございますけれども、見直しをというふうにして御提案をさせていただきます。私は高齢者の皆様が安心して暮らせる、このいろいろな事業をやること、私は敬老事業だと思っております。そういう一つの財源をしっかりと高齢の皆様が安心して暮らせる、その事業そのもの、効果性をしっかりと見きわめながらやはり精査をしていただきまして、その事業づくりをしていただきたいと思いますと思っております。

以上のことに関して追及質問とさせていただきます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） お答えをいたします。

初めに、ごみ出し日の拡充についてでございますが、先ほどお答えいたしましたように、この問題はごみの有料化とあわせて検討を進めていくと、ごみの有料化を今、事務レベルでは来年の秋ということを目標にして取り組ませていただきたいと思いますと考えておりますが、ごみの収集につきましても、これから検討していく問題であります。その時期におくれないように実施できる方向で検討を進めさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、来年度からということで御理解をいただきたいと思います。

敬老会のあり方につきましては、これはこれまで敬老会をやるたびに後から反省会という形で地域の方々の皆さんの御意見を承ってまいりました。年齢を引き上げることにしても、祝い金をそこまでしなくてもいいじゃないかという御意見を、地元の方々の御意見を踏まえて今年度から取り組ませていただきました。私も各敬老会には各地区回っておりますが、本当に敬老会に御参加をいただく高齢者の方はお元気な方ばかりでございます。まだ全体からいえばまだまだお出かけになられる人というのは十分でないかと思っております。それでもお出かけになられる高齢者は、この敬老会というのを大変楽しみに待っているという事は私も感じております。これからどうしたら喜ばれる敬老会になるかというのは、高齢者対策の一環として、ほかの事業もあわせて今後検討をいたしてまいりたいと思っております。

ほかは総務部長から答えていただきます。

議長（下西淳史君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 市長にかわりましてお答えを申し上げます。

住民投票で賛成が過半数を占めた場合に県知事への通知をどのような形になるかということが一つだと思いますが、これは県に対してどういうものを要望するかとかそういう内容のものではなくて、過半数を占めて法定協に参加をするというようなことを事務的に通知をするということになるかと思っております。

それから、2点目の分権の関係であります。市が対応できない事務について広域的に専門員を採用して対応してはどうかという御意見でございます。今、境港市の場合には職員数も削減目標を定めて職員数の減に取り組んでおりますので、市長が答弁申し上げましたように、なかなか専門色が強いために単独で分けられない、それが実態でございます。

で、南條議員が御指摘のように、そういう広域で対応ができるような方策があれば今後検討していかなければならないというぐあいに思います。

それからもう一つ、広聴事業で住民の声を聞いたものを行政の中にどうフィードバックしていくかという問題だったと思いますが、そういう縦割りではいけませんので、そういうものは庁内の横断的なそういう仕組みをつくりまして、住民の声が行政としてきちっと反映されるような仕組みづくりも考えていかなければならないというぐあいに思います。議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 質問ではございませんが、要望をお願いいたします。じゃあ祝日のごみ行政、よろしくお願いを申し上げます。

それとあわせて、まちづくりでございますが、その課題をどうしていくかというのが一番大事なキーポイントだと思いますので、しっかりそこを練っていける物づくり、いわゆる体制づくりをしていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 次に、森岡俊夫議員。

19番（森岡俊夫君） 6月定例市議会におきまして、昨日の質問と重複する部分もございしますが、私見を交え市長に所見をお伺いいたします。

まず初めに、境港のPSC（ポート・ステート・コントロール）体制と貿易港としての危機管理意識についてお伺いいたします。約5カ月ぶりに新潟港に入港予定であった万景峰92がミサイル部品の輸出や工作活動の舞台となった疑惑が浮上し、国土交通省のPSCを初めとする関係機関の監視・警戒体制が強化された中で入港が見送られました。また、さきの日韓首脳会談で、小泉首相は北朝鮮の核開発問題で対話と圧力を強調し、核開発問題を悪化させた場合は一層厳しく対応すると拉致問題とあわせ対北朝鮮政策の国としての考え方を表明されました。このように国が対北朝鮮に対する強行姿勢を示していることから、今後ますます北朝鮮からの貨物船に対する世論の風当たりが強くなっていくことが予想されます。

ことし3月、茨城県の日立港で起きた北朝鮮貨物船チルソン号の座礁事故を踏まえ、茨城県は不良船舶、危険船の接岸を拒否するための港湾施設管理条例の改正を行いました。これは貨物船チルソン号が国外事故適用のPI保険（船主責任賠償保険）に未加入であったため、事故後の重油の回収や積み荷及び船骸撤去などが自前でできず、港湾管理者の自治体が肩代わりし、その費用約6億5,000万円の負担を強いられたことが発端でした。同様に、万景峰号が出入りする新潟県においても入港制限、入港拒否を含む条例改正がなされました。現に万景峰号への燃料積み込みを拒否するなど、各自治体でも自衛・防衛手段を講じてきております。環日本海の拠点基地の本市にとってもこのことは重要な問題であり、安全面に問題のある不良船舶や事故時の賠償能力のない船舶の入港を制限する事故防止対策を早急に講じることは当然のことと言えるでしょう。まず第1点目に、境港のP

SC（ポート・ステート・コントロール）の安全管理対策について貿易港境港の市長としてのお考えをお伺いいたします。

この問題と同様に貿易港として責任を果たさなければならないのが、世界で猛威を振るう新型肺炎（SARS）を水際で防ぐことではないでしょうか。現段階では入港船の乗組員に疑わしい症状は出ていないものの、完全終息に至るまで気の抜けない重要な問題であるということは言うまでもありません。本市としての入港チェック強化策や感染者が確認された場合の監視体制等について市長の御所見をお伺いいたします。

次に、水産業の振興対策についてお伺いいたします。去る5月29日、境港水産振興協会の総会の場において、境港水産業振興条例の早期制定を望む声がありました。境港の漁業は5年連続水揚げ量日本一を記録するなど日本海側最大の生産量を誇り、水産加工業とともに私たち市民の健康で豊かな食生活の実現に大きく貢献しております。その一方で、生産の低迷や就業者の減少、高齢化など、水産業・漁港の安定的な発展が危ぶまれる状況となっています。将来的には世界の水産物の需給が逼迫することも予想される中、日本海側最大の水産物供給基地としての役割はもちろんのこと、水産業、漁港が食卓を豊かにする水産物の供給のみならず、人々のライフスタイルの変化などからレクリエーションの場の提供など、多様な役割への期待も高まっております。また、国においては水産資源の持続的利用と水産業の健全な発展を基本に国民に対する水産物を安定供給していくことを目的として平成13年、水産基本法が制定されました。このような背景のもと、漁業基地境港市として希望と活力にあふれた水産業や漁港を構築し、次世代に引き継いでいくため、市民の総意として条例を制定してほしいという趣旨の要望でありました。水産業や漁港に対する理念も交え、市長の水産業振興条例制定に向けての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、5月16日から6月2日まで開催した市政懇話会についてお伺いいたします。私も何力所か懇話会に参加させていただきましたが、市民の皆さんからの質問は建設的な意見が多く、これからの私の議員活動にとっても大変役に立つものばかりであったように思います。その中で幾つか御紹介したいと思います。資料は予算と実績がわかるように対比させたものにしてほしい。目標は言葉ではなく数値で示してほしい。平成15年は平成8年の水準と同じだが、平成8年以降、行革に取り組んでおられるが、その内容について明確にしてほしい。職員数の減少目標も民間レベル並みのリストラ策が考えられないか。単独存続を打ち出した市長として厳しい状況の中で精いっぱい頑張るからとも頑張りましょうというような強い意志を明確にしてほしかった。きょうはそれを聞きたかった。12月議会で市長が単独存続を明確にして以来初めての市民との直接対話ができるこの場で、市長の境港単独存続に向けた将来ビジョンなど新たな決意が聞けると思って来たが、残念であるなど、このほかにもたくさんの意見や質問が出されました。

ここで伺いいたします。市政懇話会を実施され、市民の皆さんからの意見を直接聞かれたわけですが、市政懇話会の目的が何であったのか、そして当初意図した目的が達成さ

れたのか、お聞かせください。また、市政懇話会を終え、市民の生の声を聞かれた現在の市長の所見についてお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、懇話会に参加しまして私が受けた印象を申し述べます。市長が単独存続を決定した今こそ市長が考える境港市のあるべき姿、つまり将来ビジョンを示してほしかったのではないのでしょうか。市長がどんな花を咲かすのか、その花がどんな色なのか、どんなにおいなのか、市民はそんな話が聞きたかったのではないのでしょうか。その花を咲かすため、市民とともに水をやり、肥やしを与えることが本来の住民参加型のまちづくりではないのでしょうか。花が咲けば必ず実がなります。その実を食べてこそ市民は幸せになれるのです。市長にさらなるリーダーシップを期待して私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 森岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、境港のPSCの安全体制と貿易港としての危機管理意識について御質問にられました。1997年、ロシア船のナホトカ号の事故を契機に、当時の運輸省では安全性や設備等に関する関係国際条約の基準を満たしていない船舶の排除を目的にPSC官制度を創設され、鳥取運輸支局境庁舎にも外国籍船への立ち入り権限のある監督官2名が昨年10月より配置されているところであります。境港市としては、基準を満たさない船舶の寄港は港湾の安全の上から好ましくないと考えております。境港管理組合でもPSC制度による検査状況を踏まえながら、状況に応じて安全上支障がある場合には岸壁使用の制限もあり得るとされております。そのため荷主や代理店に対し、このような船の利用を避けていただくよう境港管理組合、境港貿易振興会等の関係機関と連携し、PSC制度の周知を図っていきたいと考えております。

次に、SARSの対策でございますが、特に港のSARSの対策についてお尋ねにられたと思いますが、入港チェック方法については、昨日もお答えいたしました。広島検疫所境出張所では、乗組員がSARS症状を呈している場合は即刻、米子保健所広島検疫所本所へ連絡し、保健所の指示を仰ぐこととしております。鳥取県では患者を移送される際の2次感染を防ぐためにこのほどカプセルつき患者移送寝台という車を配備されまして、去る5日には同カプセルを使い実際に済生会境港総合病院に患者の移送訓練を行ったところであります。また、去る6日には港湾に関係する17機関、団体がSARS対策について会議が行われたところであります。渡辺議員の御質問にもお答えしたように、済生会境港総合病院のSARSに対する施設整備は既に整えられております。SARSについては全く未知のウイルスであり、その解明について全世界で究明がなされておりますが、本市におきましても一度患者が発生すれば多くの市民に影響を及ぼすものであり、本市も各関係機関と十分な連絡を図り対応してまいりたいと考えております。

次に、水産業振興条例についてであります。水産業振興条例につきまして他市の状況を調べましたところ、現在条例化をしている都市は北海道の釧路市だけであり、釧路港の

管理者は釧路市、また市場管理者も釧路市であります。条例の主たる内容は、水産関連事業の補助金交付について定めたものであります。これは私どもでいえば補助金交付要項と同じような内容であると考えておりますが、また、都道府県では北海道が既に条例化をされ、この内容は水産基本法の基本理念とほぼ同様の内容となっております。それから、宮城県では今、議員提案で条例の準備をされておられると聞いております。現在のところは水産基本法を簡素化させた内容で、県民のパブリックコメントを求めているという段階であると聞いております。平成13年6月に制定された水産基本法の基本理念であります水産物の安定供給の確保は国策であります。境漁港は特定第三種漁港の指定を受けており、利用範囲が全国的で、水産業の振興上、特に重要な漁港であり、鳥取県の管理となっております。したがって、本市といたしましては、本市独自の条例制定は行わず、水産基本法を基本理念とし、国の施策に鳥取県とともに協力いたす考えであります。

最後に市政懇話会にお触れになりましたが、この懇話会の主たる目的は、15年度予算が行財政改革を反映させたものであり、市民に説明責任を果たさなければならないという、これだけに絞って懇話会を開催させていただいたところでもあります。もちろん予定の時間が余ればその他市政全般にわたっての御質問を受けましたが、それは主として合併の問題であったように思います。森岡議員はせめて将来ビジョンを語ってもらえばよかったという御意見もあったというお話でございましたが、境港市の将来ビジョンは今定めております第7次境港市総合計画の中で、その基本構想の中で将来都市像、そしてまちづくりの3つの柱を掲げておられて、それぞれの具体的な施策にこうこう取り組むということ掲げておるわけであります。もうこれは市民の皆さんにもダイジェスト版として全戸配布をいたしておりますし、市議会では十分御審議をいただいた内容であります。本当はそのことは改めて申し上げることもよかったかとは思いますが、主たる目的が先ほど申し上げましたように行財政改革を内容としたものとなっておりますので、それだけに絞らせていただいたということでもあります。また機会があれば、7次総の総合計画の説明をする必要があれば申し上げたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

森岡議員。

19番（森岡俊夫君） まず、境港のPSCの問題について質問させていただきます。先ほど御説明ございましたとおり、国土交通省の外国船舶指導監督官、お二人が境港に常駐されておりまして、当市に入ってくる330隻余りの北朝鮮の貨物船、そして鳥根県浜田港にも70隻、約400隻を2名の監督官で見られるわけですし、非常に大変だということが推察される数字でありまして、まず、その中でもPSCと切り離して、先ほど日立港のチルソン号の問題でございましたとおり、賠償責任能力のない船舶をいかに監視していくか、入港してくることが重要ではないかなというふうに思います。先日も舞鶴港に入港した北朝鮮の貨物船が以前日本船と衝突し、そのまま逃走した船舶であることが判明したという報道がありました。船体や船体塗装、色を変えて入港してきたわけでありす

から、この貨物船が境港に入港してこない保証はないわけであります。無秩序なルール違反で被害、損害が出てからでは遅いように思われます。貨物船の代理店にP I 保険の証書を提出させたり、またその再保険者、また再々保険者がだれなのか、それらの方々が本当に賠償責任能力があるのか、これらも貿易港境港としての自衛的手段、危機管理体制として整えるべきではないのかなというふうに思っております。まず、その辺のP S Cの強化とあわせてそういった危機管理体制をいま一度市長にお伺いしたいと思えます。

それから、S A R S問題のことでございますけども、昨日、そしてただいまの御説明でもあったように、受け入れ先を済生会病院ということで、きちとした監視体制が整っておられることは十分説明を受けてわかりました。1点だけ、ちょっとこれは想定で申しわけないんですけども、やはりS A R S感染者が多数出ておりました地域から例えば難民として保護されたり、また難民救護法の適用を受けたりした中で本市が受け入れ窓口となった場合、たくさんの人数が長期的に滞在する可能性が出てくることも想定されます。そういったことも踏まえて、そのようなときにはどのような形に対応されるのかお伺いしたいと思えます。

それから、水産振興ビジョン、水産振興条例について御質問いたします。昨日の渡辺議員の質問に対しても鳥取県において境漁港の水産振興を図る目的で境漁港機能強化アクションプログラムをまとめておると、またさらに国においては地域水産業構造調査研究が実施され、16年3月に報告書がまとめられると、本市にとってはこれらの成果を踏まえて改めて水産振興ビジョンを考えるとの答弁でございました。これらは言うなれば計画書とか設計図の段階のものでありまして、大事なことは、この設計図や計画書を実際に行動していかん実践していくか、これが大切なことではないかなというふうに思っております。これらを実践していくために、やはり水産振興条例の制定が必要になってくるのではないかなというふうに思っております。市長の御所見をお伺いいたします。以上3点です。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） P S Cのことについて重ねての御質問であります。境港には延べ330隻という北朝鮮の船が入っておるとことは新聞でも報道されておるところであります。この船について大変御心配をなさっておられる市民も多いと思えます。これは担当の部長の方から先般管理組合に参りましての情報収集、わかる範囲で答弁をさせます。

それから、S A R Sの問題に絡んで、難民として受け入れるようになった場合の対応というのは今、具体的なマニュアルは持っておりませんが、これから、これとは直接の関係はありませんけれども、有事法が国会で可決されまして、鳥取県も今、県独自の対応策といたしますか、そういったマニュアルをつくるように思っております。こういったこととの関連性をどうとらえていくかということも含めまして、私どももこれから鳥取県と話し合っていきたいと考えております。

松本部長から答えます。

議長（下西淳史君） 松本産業環境部長。

産業環境部長（松本健治君） P S Cの関連の御質問でございます。現在、境港で業務に当たっておられる専門の職員が2名ということでございまして、森岡議員が御心配になっておりますが、この2名ですべての船の検査ができるかということでございますが、それはちょっと難しい状況にあるかと思えます。こういった体制の強化といえますかそういったことを、管理組合を通じましてそういった体制の強化を要望してまいりたいというふうに考えております。

それと、賠償能力のない船ということでございますが、この船主保険といえますか、こういったものにつきまして、保険の未加入の問題等につきましてはその対策を現在国が検討中でございます。近い時期に国の検討結果が市の方にも示されるものというふうに考えております。

議長（下西淳史君） 黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 水産振興条例の問題に重ねてお触れになられましたが、こういう条例をつくらなければ水産業の振興が図られないのかということをご改めてよく考えてみたいと思えますが、今、森岡議員もおっしゃったように、漁港強化アクションプログラムとか、そのほか大きな動きが出ておる状況の中でありまして。そういったことも鳥取県なり、あるいは水産関係者の皆さん、そして市議会におかれましてもこういった条例をつくる必要があるかどうか、またよくお考えいただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

森岡議員。

19番（森岡俊夫君） P S Cの体制強化を要望していただくことは続けていただきたいと思えます。そしてまた、未加入船の対策も国や県と協調していただきながら早期にまとめいただきたいというふうに思っております。

水産振興条例の中で1点だけ質問させていただきますが、先ほど最初の私の質問の中にも水産基地として水産物の供給基地のみならず新たな役割としてレクリエーションの場なんかを期待している声が多いと、これは全国的にそういう動きがあるわけですし、先月23日は鳥取県知事が東京の武蔵野市の方に行きまして、都市と農山漁村交流事業の提携を行われたと、その受け入れが岩美町であったという報道がありました。武蔵野市の方に聞いてみますと、これまで長野県と都市と漁村の関係の交流事業を行っていたということでございまして、その際に鳥取県はことしはどうかという提案をした結果、100組以上の親子連れがぜひとも鳥取県を訪れてみたいと、そういう希望が出されたということで、長野県から鳥取県にかわったという説明がございました。以上のように、やはり東京近辺、そちらの方との都市と農山漁村交流事業、これらが今後新しい水産基地境港としての事業になってくるのではないかなというふうに思っております。今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（下西淳史君） 黒見市長。

市長（黒見哲夫君） P S Cの体制強化であります。先ほど答弁いたしました検疫所の専門官2人が配置されて十分かといえば、なかなかこれは大変なことだと、すべての船をチェックすることがまず不可能でないと言われておる状況であります。特に北朝鮮の船については、大型貨物船等ではありませんが、言うなれば漁船が入ってきておるわけです。そういったチェックの状況は今、部長から申し上げましたが、これから管理組合、検疫所等と意見交換をしながら体制強化には努めてまいりたいと考えております。

水産基地としてレクリエーションの場として期待しているということでもあります。今家族連れ、あるいは鳥取県下でも片山知事が進めております、そういった漁村と山村との交流、あるいは都市と漁村との交流、そういったことを踏まえながら、これから港の整備が進められるとともにそういった交流の場としてにぎわっていくことは大変すばらしいことであると思っております。そういったことを念頭に置きながら、今後そういったことにも取り組ませていただきたいものだと思います。御理解をお願いいたします。

議長（下西淳史君） 追及はいいですか。

19番（森岡俊夫君） いいです。

休 憩

議長（下西淳史君） ここで休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

（11時15分）

再 開 （13時10分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

永田辰巳議員。

3番（永田辰巳君） この6月議会において4点質問いたします。

まず、合併問題。単独存続は正しかった。四、五年前、当時の自治省がいよいよ合併進行脚に動き出されたころ、50年前の昭和の大合併は強制合併であったと総括されながら過去の過ちを語られていました。ところが、平成の合併についても同じ轍を踏むようなきな臭い風を背に受けながら質問いたします。

米子市の前助役さんは、税収も少なくなるし財政の硬直化はさらに進む。だから合併が必要だった。また同時に米子市財政課は、それでも合併を望むのは自治体の規模を大きくして行政をスリム化、効率化するため、それが一番のメリットであった。これは4月17日付、朝日新聞の記事であります。前者の助役さんの発言からは明らかに米子市の財政の立て直しには境港市が必要だったととれる。また後者の職員サイドの財政課は、機構改革、財政改革は合併してから行う、そしてその効率化のために規模縮小も合併してからと言っている。行政のスリム化からイメージできるのは人員削減である。合併した新しい市の職員身分の保障は確約できないと解釈するのが自然である。市長は一昨年、昨年と前米子

森田市長と話し合いをなされたのでありますが、さきに述べたような米子市の腹のうかが読めたから米子市とだけは合併しないと発言され、昨年12月議会で単独存続の決断をなさったものと思います。決意のほどを改めてお聞きいたします。

よその家計簿をのぞいてみて赤字の比べ合いをしてみてもぶしつけな話と遠慮していたのでありますが、ところが米子市の助役さんが境港市と合併して財政の立て直しを図りたいとのこと。また、前後して米子市の新市長も、財政が悪いとは知っていたが、ここまで悪いとは思わなかったと驚愕されたのであります。私も失礼とは承知の上、米子市の台所事情にも関心を持たざるを得なくなってきたのであります。折よく米子市財政課が職員に説明された詳しい数字が公表されました。主要な数字を見ても良好なものは一向に見当たらない。特に基金残高18億円、これは市民1人当たり1万2,000円、全国670市のうち悪い方から20位、また注目されるのは、一時借入金の支払い利息1億1,900万円であります。これも全国でワーストと報道されています。これは銀行から借り入れるものと推定できるが、借入金利年利1.2%ならば100億円の借入金の平均残高、0.8%ならば借入金の平均残高は150億円、これは年度末には返済の予定があるものの100億円も150億円も先に借りて必要な経費を支払わざるを得ないものであります。ここまでしなければやりくりできない台所事情、これを民間で言うならば自転車操業という。自治体の財政運営としても全く不安定であると言わざるを得ない。当市にあっては大丈夫でしょうか。境港市の一時借入金の平均残高と支払い利息をお知らせください。

平成12年度当初、市長は合併によるスケールメリットを生かして20万都市構想が積極的だった。ちょうど時期を同じにして、市職員をして米子市・境港市合併問題調査研究会の動きがあった。非公開ではあるし、わかりにくい存在だった。今思えば、このときこそ、この段階でこそ、県西部14市町村の合併協議会が必要だったと悔やまれます。この段階では、合併協議会が設立して、その後離脱しても、他市町村に迷惑をかけることがなかったからであります。任意でつくられた市職員による合併研究会が任意合併協議会の役割をするものと思ったのは浅はかであった。研究会の内容もわからず、中間報告もないまま、平成13年11月に本研究会の研究には限度もあったが、この報告書が両市の住民の意思決定の一助となれば幸いであると報告がなされています。その後はこの研究会はどうなったものでしょうか、お尋ねいたします。

2点目。境港市観光協会は事務部門、観光案内所部門とみなとまち商店街部門とで構成されています。去る5月27日に決算の報告がありました。それぞれ660万6,000円、25万4,000円、152万5,000円と剰余金を計上するに至っています。徹底したコスト意識により利益管理に徹することができた、その努力が報われたものと思います。合計838万5,000円、この処分は350万円を15年度へ繰り越し、488万5,000円は境港市へ返納するとなっています。実効性あるこの努力が当市にとっても大いに歓迎すべきと思うところでもあります。そこで、せめてもこの838万5,000円の剰余金の処分方について観光協会の役職員の裁量に置けないものかと考えるところで

あります。観光協会の会計は、自主財源率はまだ51%でしかありません。市の補助支援体制は手ばかりはできません。まだまだ支援は続けなければなりません。私は鳥取県が2年前から実施している定額委託方式がよりよい方法と考えます。そのことにより、今以上の職員の士気と生産性の向上につながるものと信ずるからであります。市長のお考えをお聞かせください。

3点目。日野郡日南町にある86ヘクタールの境港市民の山は水、日野川、森等の会議、講演では必ず話題に上り評価は高い。黒見市長も前安田市長の偉業はたたえられるけれど、自分の時代にはやろうとはおっしゃらない。そこで、再々度市長の英断を促したく質問いたします。この5月28日には日野川源流と流域を守る会の総会で鳥取環境大学の学長、加藤尚武氏の講演を聞く機会がありました。やはり地球環境に森林の効用。また、5月18日には鳥取環境大学の吉村元男教授、矢田日南町長、平井鳥取県副知事らによる「もりと水と税制を考えるシンポジウム」。今、国内各地で、また県西部地域でも急速にこの論議が深まりつつあります。地球環境の保全、改善は急を要する問題であるからであります。人工林の経済問題、自然林の環境効果、国土保全、CO₂対策、おいしい水、おいしい空気を人口密集地へ配分、ひいては魚付保安林のように魚類の生育にプラス効果が立証されている。今、私がここでする述べる気はありませんが、市長の政治姿勢、教育・福祉・環境に理解を示しているところでもあります。近隣市町村では日南町に688ヘクタールのほかにもう1カ所、米子市が数カ所、米子市水道局が1カ所、水と空気と県土保全のため自治体が森林を購入しつつあります。私も何回か山林購入を提起したのでありますが、その気はありませんの一点張り。今回こそは市長の先見的な政治観、崇高な倫理観をもって前向きな答弁を期待いたすところでございます。

4点目。民間企業においてはパブルがはじけたころから単独事業体のほかに資本等の関連した事業体を含めた連結決算を発表し始めました。単体事業体だけでは会社の実態がわからないからであります。市場の株価が下降線をたどり始めたころから、株価は単体決算に反応するよりも連結決算を求め始めたのであります。それはグループ全体の实力を見る必要があったからであります。連結決算は自治体においては余りなじみがないようでありますけれど、当市の場合、普通、一般会計の数字を発表されるのであります。全体の規模、实力を見たい場合、一般会計のほかに9つの特別会計があります。そのほかに土地開発公社、農業公社、文化福祉財団があります。特別会計は議会でも審議するのであります。公社等は決算報告だけで、その必要はありません。複雑でよりわかりにくくできている官の会計制度であります。公選で選ばれてきた市長さんであります。市長の市長であったり会長の市長であったり理事長の市長であったり、実に煩雑であります。当市の資産、負債、そして主要勘定科目だけでもワンタッチで見える書式はできないものか、どこまでの統合がなされるかわかりませんが、近い将来、簡便な書式に義務づけられるものと思われ。他に先んじてわかりやすい情報の公開をしてほしいものであります。市長の御所見をお聞かせください。御清聴ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 永田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、境港市が単独存続を決めた理由というか、その根拠を永田議員は米子市の腹が読めたから米子市とだけは合併しないと言っておるのではないかとということでございますが、決してそうではなくて、決してそうではなくて、私が米子市とだけの合併は考えていないと以前この市議会で私は申し上げております。その根拠は、私は合併をするとすれば山陰の拠点としてふさわしい人口20万人以上の特例市が理想であると私の考えを持っておりまして、また米子市のみとの合併はそれほど合併の効果といえますかメリットは期待できないという判断で申し上げておるところであります。御理解をいただきたいと存じます。

次に、一時借入金の問題でございますが、永田議員は民間で長年お勤めになっておられたことを踏まえての御発言だったと思っておりますが、公会計、つまり地方自治体の一時借入金というのは、一会計年度間において一時的な収支が不足する場合、つまり支出が先行して行われるような事態もありますので、それを補うために借り入れするのが一時借入金でございます。ですから、もう年度末には一時借入金は全部償還をする建前になっております。しかも一時借入金の最高限度額というのは予算に定めておるところでございます。その範囲内で借り入れを行っておるということでございます。ちなみに平成14年の一般会計、特別会計の借入金の利子、申し上げますと、14年度は2,100万円余であります。といたしますのは、境港市は基金を結構持っております、14年度の場合はことしの2月、年度末近くになるとどうしても金が不足するという事態が出てきますので、ことしの2月が最高でございます、銀行から借り入れたのが21億円、それから基金を繰りかえ運用といたしまして、自分の持っておる金を銀行から借りるんじゃなくて運用するというやり方をやっております、一時借入金としては2,100万円ばかりで終わっておるということでございます。

次に、境港市の職員と米子市の職員が合併研究会を立ち上げました。それは私が合併の理想を掲げて米子市長に議論をやっぱり深めるべきだという申し入れをしたときに、米子市と境港だけでとりあえずそういった研究会をつくってお互いに勉強してみようということでやったわけでありまして。それはそれでそれなりの効果があったと思っておりますが、やはり具体的に合併の枠組み、あるいは合併の話が具体的にならなければ研究会をやってもおのずから限界がある。いわゆる資料を持ち寄ってやるとしても、ただそれだけの研究会になってしまいますので、将来見通し等を考えた財政見通し等をつくる場合には、やはり合併の枠組みが決まらなければ余り意味がないということで、その後、米子市とのその研究会は行っておりません。

それから、観光協会の補助金方式、永田議員は鳥取県の観光事業団の例を挙げられて御提言になられましたが、境港市の観光協会と県の観光事業団とは内容においていささか異

なっております部分もありますので、市の観光協会としては、当面現行方式で支障はないものと考えております。ただし御提案の件につきましては、今後行政改革を進める上で今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、水源涵養林の購入についてでございますが、結論から申しますと、今新たに涵養林を求めるという考えは持っておりません。永田議員もおっしゃったように、境港市でも昭和56年に、今から20年ばかり前に日南町の阿毘縁の民有林を86ヘクタール購入いたしました。これは面積的にいえば米子市と米子市水道局、境港市と合わせた全体から見れば22%に当たります。それでその一方、近年、これは永田議員も御参加なさっておりますが、日野川源流の環境を守ろうという機運が高まり、日野川の源流と流域を守る会というのことができました。こういったことを初めボランティアやNPOの方々の力で森林保全を含め、さまざまな事業に取り組まれておるところであります。そういったことに森林の持つ多様な公益的機能を次の世代に引き継いでいこうという運動に期待をいたしておるところであります。御参考までに申し上げますと、米子市水道局の水道使用量の実績から見てどうなのかということをお申し上げますと、割合でいきますと全体の水の使用量のうち境港市はその19%を利用させていただいております。というようなことから、一応の境港市としての目的は達せられておるのでないかと考えております。

最後に、市の一般会計と特別会計を連結決算というような考え方で御質問がございましたが、市の決算状況は昨年12月から平成13年度決算におけるバランスシート等の財務諸表を作成し、土地開発公社や文化福祉財団もあわせまして、これらを市報あるいはホームページで公表し、情報公開の一層の充実を図ったところでもあります。今後は御質問のありました連結決算につきましても研究をしてみたいと考えております。もう私が申し上げるまでもありませんが、地方公共団体の財務会計というのは一般会計と特別会計というふうに法律でも定められておまして、特別会計というのはその特定の歳入をもって特定の歳出に充てる会計でございます。一般会計とは区別をされておるところであります。しかも国保会計とかあるいは介護保険の会計とか下水道会計というのは国の指導もありません。特別会計を設置いたしておるところであります。もちろん特別会計についても財務公表を行っております。それが本当にわかりにくいのか、連結がいいのかということは公表のあり方として今後検討をいたしてみたいと考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

3番（永田辰巳君） ありません。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 次に、植田武人議員。

14番（植田武人君） 私は、6月定例会市議会の開催に当たり質問をしてみたい。あと2人の質問でございますので、元気な御答弁を具体的にお答えを願うものであります。

いろいろな社会的要因による経済不況、それに年金、医療、失業、介護等々への国民の不安は増加しています。本市においてもそれらの問題は決して軽いものではありません。それに加えて今、問題になっておりますのが、新型肺炎のアジアにおける流行でありま

す。この新型肺炎の拡大が観光、消費など国内の経済にも大きな影響を及ぼしているところでございます。国際交流の活発な本市においては、他事とは思われません。済生会病院に新型肺炎に対する治療装置機械が導入されていると報道されていましたが、防止策は前回の各議員の御答弁に答えておられますが、以前毒グモ騒動が起きたのは御承知のとおりでございます。継続的な水際作戦をお願いをするものであります。

あわせて今、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国が核の問題、あるいは麻薬等の問題で各方面で取りざたされています。本市に対する影響はないのかどうか、唯一友好都市を結んでいる本市であります。いずれの問題も人、物の交流を盛んにし、本市の経済発展の一翼を担うものであります。誤りのない交流を推し進めていただきたいというものであります。今後の交流に支障はないのかどうかあわせて御答弁を願うものであります。

次に、行財政改革及び機構改革についてであります。地方分権が進む中、市長はみずからの責任で本市7校区に出かけ市政懇話会を開催され、境港市の財政の現状と見通し、及び平成15年度予算、主な施策の内容、そして行政改革の具体的な取り組みをみずからの口調で市民に親しく説明なさいました。構造的な財源不足に陥っており、現状で推移すればあと数年で基金が底をつく、したがって一層の行政改革を一層推し進めなければならないと訴えておられました。市民の方々にはそのことをどう受けとめられたのでしょうか。行政改革その他の改革は市民に負担を押しつけることではないかと感じられた方も少なくはなかったと思われませんが、市長は市民の反応をどう受けとめられたのか、まず懇話会の成果をお聞きするものであります。この先、境港市をどう方向づけなさるのか、みずからの意思で単独を決められた市長であります。いま一度市民に境港市をどう発展させていくかお示しを願うものであります。

財政が厳しいからといって例えば事業計画のできない理由を並べ、十分な工夫も検討もすることなく、発案、計画の段階で多分無理でしょうとあきらめ、せっかくのアイデア、提言をも実現できない理由でみずから納得して実現するための努力と工夫が抜けてしまうように思われます。優秀な職員を擁しながら、初めに何もできないありきではリーダーとしての士気にも差しさわりがあり、職員のやる気も喪失してまいります。このことは庁内の空気そのものにも影響を及ぼします。できない論理だけが先行して努力も工夫もしないので、市民にとってはだれのための行革でだれのための財政改革かがわからなくなってしまいます。改革はあくまで市民のためのものです。市長の御所見をお伺いいたします。いい政策案ならばできない理由を考えるのではなく、どうしたらできるかを考える必要があります。何もかも削り抜いて、削っても削っても何も出ない、削るために働くような錯覚さえ覚えるのであります。格好よく削れなくとも鉛筆ならば芯が出てまいります。本市における行財政改革で芯が出てまいりましょうか。芯が出なければ市民の痛みは長く続くであります。このことは市政にとっても大きなマイナスではないでしょうか。市長の御所見をお伺いします。

市長はかねてより市民参加を強調され、協働という言葉でもって市政への参加を述べて

おられました。そこでお尋ねしますが、市民参加あるいは市民参画の具体的な案はできているのでしょうか。単に審議会のメンバーに加わってもらうことをもって市民参加と位置づけておられるのでしょうか。市民参加を推し進めるために基本的な施策としての市民参加推進のための実践プランと市民参画型のまちづくりの目標実現を目指して取り組む市民活動プラン等を策定することではありますが、そのような取り組みがなされているのでしょうか。財政状況の厳しい折、市民の協力を得るならばそれらのプランに積極的に取り組むべきであります。今こそあの有名な言葉、「行政が市民に何をしてくれるかを問うのではなく、自分が国（市）のために何ができるか問いたまえ」これは御承知のごとく第35代アメリカ合衆国大統領のジョン・F・ケネディの就任演説の一部であります。今まさに境港市が取り組むべき市民参画を象徴する言葉ではないでしょうか。

市長は地方公共団体と言われます、この「共」の部分はどうとらえておられるのでしょうか。財源がないならなにに工夫とアイデア、市民へのサービスが提供できると思われれます。ボランティアあるいはNPO、また近年増加していますアルバイトではないが多くのボランティアでもないボラバイトの活用等々を掌握して、それらを生かしていくことが必要と思われれます。なぜか本市の場合はそれら市民参加に対する力の入れぐあいが中途半端に終わっているように感じるものであります。かけ声だけが聞こえてくるのですが、実態が伴わない。先ほど来くどくど申しておりますが、これも皆できない論理のたまものでありましょくか。その理由は職員の工夫、アイデア、市民参画等、それらを一括して責任を持って精査する部署がないからではないでしょうか。今こそ最小の費用で最大の効果を上げるには、やはり官民一体となってこの難局を乗り切る以外に本市の存在発展もないと市長も常々申しておられます。このことから私は、以前ありました企画担当の係でも課でも復活させて、この種の問題に対処していくべきと思います。市長の御所見をお伺いいたします。

復活といえば下水道課についてであります。本庁内にあった下水道課を下水道センターの方へ移設されたことにより市民は大変な不便を感じております。公共下水道が北へ向かっていき、本市北側に普及しようとしているときに一番南側の下水道センターに移されたのでは、公共下水道に関しての相談事に市民は北から南へ行かねばなりません。職員の方は関係者のところに出向いて説明をされているようですが、本庁にあれば一切のことが相談できるとの市民の声であります。なぜ南へ移されたのか、職員にとっては下水道センター内であれば何かと便利でありましょくか、市民のためには不便であります。この不便さに対処すべく対応をお示し願いたいのであります。

次に、これからの福祉についてであります。福祉の改革は戦後の民主化の政策の中で教育も新しくなり、福祉制度も新しくなって、その体系も保護と措置の組み立てであったことは御承知のとおりであります。しかし、これからの社会福祉は単に従来のような弱者救済という理念ではなく、高齢者や障害者の持っている能力を生かすという自立支援という考えにならなければならないと思うのであります。保護を受けている人も生活費を支給す

ればそれでよしとすることなく、社会への自立、あるいは社会参加への道を推し進めるべきではないでしょうか。それには仕事、サークル活動、あるいはボランティア等々の情報を提供し、それぞれに合った社会参加をしていただくことが大切に思われます。自立と一口に申しても、その意味するところは複雑でなかなか理解しにくいのでありますが、単に経済的な自立を意味することなく、公的な援助を受けながら自分の力を生かしていく、あるいは生かしていこうということの考えによる自立であります。私は決して他人から援助を受けなくて自分で自分の経済的な自立を図れとは申すものでありません。必要なものは援助を受け、そうでないものは自分でやっていくという自己の能力の開発、活用を生かす必要を申しているのであります。このことから、保護を受ける人が人間の尊厳を持っていけるような方向に変えていく努力も必要ではないでしょうか。

また、障害者の就労の問題もあります。個々にある環境・健康状態、障害程度等々の違いはあるにしても、どう社会参加してあげられるかが必要であります。これは福祉課だけがやればよいという問題ではありません。総体的に考えねばなりません。職員数は減る、逆に仕事はふえる、一つ一つの課題に集中してやっていく状態ではなかなかないようですが、その中であってこつこつと努力をしておられ、社会参加できる障害の人たちも喜んでおられることも事実であります。しかし、全体的にはなかなか前へ進みません。細分化される福祉政策であります。市長は福祉の充実をいつも主張されておられます。少ない職員数、財源も乏しい現状にあって、この後の福祉についての所信をお伺いいたします。加えて一例を申し上げましたが、社会参加への道筋及び自立支援に対する考えもあわせお伺いいたします。

次に、墓地造成についてであります。新聞報道で明らかとなった外江地区の墓地埋葬違反で住民の方32人が書類送検されたことは、行政に対して不信を招くものであります。そのことは経緯を明らかにする行政の責任がある。32人もの方が書類送検をされ、その人たちは土地を土地永代貸借無許可で墓地とした罪によるということであります。このようなことが起こり得た背景には何があったのか、当然説明する責任があると思われま。許可をする立場の行政に説明を求めるのであります。と同時に、今後の対応をもあわせお示しく下さいませ。

次に、教育、社会見学についてであります。清掃センターにいつになくにぎやかな声が聞こえ、元気にあいさつする、こんにちは、こんにちはと、何事かと思えば、清掃センター内の見学であるとのこと。ごみに関心を持ち、リサイクルを学び、環境への一つとしての見学である。担当者の方も将来のことを考えれば力が入ったことであらうでしょう。しかし、私は真にごみ問題を学ぶならば、まず収集から学ぶべきだと思います。搬入されたごみの行く末、道順も大切であらうでしょうが、収集から行えばごみの出し方等々も学べると思っています。そのことによって通学路などのごみについても関心が移るのではないのでしょうか。それがごみ減量、出し方、あるいは収集のときの苦勞、安全にも結びつくと思われま。御所見をお伺いいたします。

先の見えない経済、あるいは社会環境ではございますが、3万8,000の市民のリーダーとして力いっぱい道筋をお願いを申し上げ、質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 植田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型肺炎についてでございますが、済生会境港総合病院のSARSに対する施設の整備状況につきましては、これまでお答えしたとおりであります。SARSについては全く未知のウイルスであり、その解明について今、全世界で究明がなされているところでもあります。本市におきましても、一たび患者が発生すれば多くの市民に影響を及ぼすものであり、各関係機関と十分な連携を図り対応できるようにしていくことが今必要であると考えております。

次に、朝鮮民主主義人民共和国の核問題及び麻薬等の問題が本市の交流事業に影響がないかどうかというお尋ねであったと思いますが、この問題で本市に今大きな影響が出ておるとは考えておりません。共和国とは国交がない状況下ではございますが、環日本海地域の共同発展のためには欠かせない地域であると認識しており、核開発を初めとする諸問題について、対話による一日も早い解決がなされ、それにより今後も元山市の友好交流が続くことを願っております。なお、この共和国との友好都市提携につきましては、市議会が先導的な役割を担ってこれまで大変御熱心に努力をしてこられました。こういう状況が起こったからといって交流をやめるのではなくて、交流の可能性をこれからも求めていく、そういった努力をする必要があると考えております。

一方、新型肺炎の影響に関しましては、各国の状況をよく見守る中から交流先の御理解をいただき、当面は人的交流を見合わせる事が最善であると申し上げておるところであります。

次に、行財政改革と機構改革について何点かお尋ねになりました。3月の施政方針でも申し上げましたように、現在私に与えられた職責は国、地方ともに財政破綻が懸念される中で行政改革を実施し、市民が安心して将来設計ができる環境を整備することであり、そのために安定した市政の運営を図っていくための基礎づくりをしていかなければならないと考えております。今後とも議会や市民の皆さんの御協力をいただき、ともに困難を克服しながら本市の理想とする将来都市像の魅力あるふるさと、心豊かで活力あるまち、境港の実現を目指して取り組んでまいりたいと思います。

論理だけが先行して努力も工夫もしないのでは、だれのための改革かわからない、あるいは市民の痛みが長く続けば市政にとっても大きなマイナスではないかという御意見であります。行政改革の推進は市民のために行うのは当然のことであり、目標の実現に向けて常々努力、工夫は行っておりますが、このような財政見通しのもとではこれだけ厳しい行財政改革に取り組まなければ市の存続さえも危ぶまれるという状況であることもお互いに認識をし、そして市民の皆さんにも御理解をいただきたいものと思います。

植田議員はいつまで続くかわからんような、こんな行政改革やれば大きなマイナスでないかということですが、これは10年も20年も続くなんてことは、これはあってはならないことです。また、こういった事態が仮に生ずれば、日本の国自体がもう沈没をするという事態だと考えていいのではないのでしょうか。私はそう思っております。

それから、市民参加型まちづくりの実現というようなことについてお尋ねになりました。市民参画型のまちづくりを実現するためには、市民の活動プランを市民が主体性を持って作り上げていくということも、これも一つの手法だろうと思います。この問題に関しては、行政としてできることから取り組んでいく姿勢がまたより重要であると考えております。市民参加のまちづくりというのは、要はまちづくりの過程において市民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担し、相互に補完をし、ともに協力し合って自分たちのまちをつくっていく活動を実践していくことであろうと考えます。公共という言葉にもそういった意味が込められているのではないのでしょうか。私はそう思います。行政としてそれを進めていくには市民との情報の共有がその前提になると考えますので、午前中南條議員にもお答えいたしました。まずは広報広聴事業の充実を図り、市民の皆さんとの恒常的な対話ができる体制づくりを進めていきたいものと思います。

次に、市の組織機構の中で企画部を新設してはどうか、そして下水道課が下水道センターに移転したことによる市民の不便をどう思っておるかという御質問でありましたが、機構改革につきましてはこれまで何回か申し上げておるとおりであります。社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう今後も必要に応じた見直しを図るべきと考えておりますが、御指摘の企画部門の新設につきましては、現在の組織をうまく生かしていく中でこれをカバーしていきたいと考えております。

下水道課の移転につきましては、維持管理事務の一体的業務効率を高めるために行ったものでございます。2カ月余りが経過しましたが、この間、下水道センターまでお越しただけでない方の相談等の対応につきましては、植田議員御指摘のとおり、職員が直接訪問するなど対処した経過がございます。本庁での対応も可能な限り、また訪問も迅速に行える体制づくりに努めておりますので御理解をお願いいたしたいと存じます。

次に、福祉の問題でございますが、これからの福祉行政の方向は行政から提供される福祉事業だけでなく、みずからの力でなし得る、いわゆる自助努力と必要な部分を支えていく行政の役割としての福祉施策との相互に連動した方向が必要であると考えております。そうした中で、例えば障害者福祉でいえば、障害者の御家族などへの支援体制を整えていくことも重要なことと考え、御家族の負担軽減を図れるように本年度、市の単独事業として障害者家族支援事業を開始いたしましたところであります。

次に、社会参加への道筋及び自立支援に対する考えについてお尋ねになりました。今年度策定をすることとしております地域福祉計画はみんなで支え合う地域福祉の推進が大きなテーマであり、市民の御意見を取り入れることが必要でありますので、その一環として2月から3月にかけて市内7地区で小学校単位で初めて福祉座談会を開催させていただ

きました。多くの貴重な御意見をいただいたところでもあります。高齢者や障害がある方の積極的な社会参加を進めるには地域でお互いを支え合うことが何より重要であり、そのためのサポート体制づくりが今後の課題であると認識を新たにいたしましたところでもあります。議員御指摘のように、自立の促進には就労ということも大きな要素であります。もう既に御案内のとおり、市役所の清掃作業も障害児者育成会へ御協力をお願いしております。ありまして、大変生き生きと取り組んでいただいております。また、福祉の店事業では、小規模作業所などのつくった製品の販売業務等に関係者が参加しておられます。こうした自立につながるような取り組みに対しては市といたしましても今後支援をしていく必要があると考えております。

次に、墓地造成のことですが、今回新聞報道されました墓地は、市が管理しない共同墓地に隣接したところで、昭和20年代中ごろかと思いますが、違法状態が続いていたものでございます。墓地、埋葬等に関する法律第10条に許可権限が平成10年4月1日に鳥取県から市に移譲されまして、そのことによりまして土地の所有者に対し無許可墓地の違法性と墓地、埋葬等に関する法律の遵守について勧告をいたし、墓地利用者に法の趣旨を説明する中で一つの解決策として、事後ではあります、許可申請がなされたので、審査をいたしまして適当と認め、追許可により違法性を解消したところであります。なお、個別の事項につきましては個人のプライバシー保護の観点から差し控えたいと思います。再発防止の対策といたしまして、本年1月には市内の宗教学者の方々にお集まりをいただき、法について説明会を開催し、昨年8月1日から11月25日の間、緊急雇用特別基金事業を活用いたしまして、境港市墓地台帳整備事業を実施、市内に現存する墓地の写真撮影により墓地として尊重すべき区域を定めましたので、新たに墓地をお考えの際には事前に市の方へ相談をしていただきたいと思いますと考えております。

最後に、教育問題としてごみ問題の学習のことを取り上げられました。現在小学校4年生が社会科学習や環境教育の一環として清掃センターの見学を行っております。植田議員がおっしゃるとおり、一部分の処理工程だけではごみ問題の本質は理解はできない、これは当然のことです。学校におきましては、資料や視聴覚教材を使って児童に対してごみの流れについて学習をさせております。ごみ収集の現場を見学することがベストではありますが、時間的な制約もあり、学校の授業中に行うことは難しい状況であります。しかし、家庭や子供会の活動等により児童にごみ出しやリサイクルなどの手伝いをさせたりする中でごみ問題についてより深く理解をさせていくということもできると考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

植田議員。

14番（植田武人君） 1点だけお聞きします。市民参加、いわゆる実践プランとか、あるいはそういうたぐいのもの、あるいは職員からのアイデアとか工夫とか、そういうものを吸い上げるというのですかね、そういうところをまとめる箇所というのが、推進する箇所

というのはやはり僕は必要でないかと思うんです。そういう箇所がどこにあるのか、それを、企画を復活させないとするならばどこでそれをやるか、これも中途半端なことではできないと思うんです。市長言われるように、これからは市民一体となっていかなければいけない、その市民と一体となっていくためにはこういうふうな取り組みもやっていると、みんながここへこういうふうへ行くとかいうのは、そういうプラン的なものがないと声だけに終わってしまいます。極端に言いますと、全然話の違うことなんですけど、夕日ヶ丘もいわゆる販売計画をこういうときはこうやってこうやってこうやっていくんだと、そういう一貫性のいわゆるプランというんですか、そういうものがあって初めてそれが実施に向けていかれたときにお互いが全庁的な取り組みでやっていこうという気になるわけです。そうすると今、先ほど来言っております市民参加、市民参加言ったら、そういうまとめるとこ、本当に精査するところがないと職員もアイデアを出したって金がないけんだめだわと言われれば物も考えませんよ。金がないけど、それはいいアイデアだと、こういうものはこうやっていこうか、それができなければこっちでこう構えていこうじゃないかというそれが今までの市長の政策だったと思うんですわ、福祉にしても何にしても。そういうものをやはりこれからは大事にしていきたい、そういう部署をどこにするかということをお聞きして質問を終わります。

議長（下西淳史君） 黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 貴重な御意見を承りました。そういったことを十分私たちも踏まえまして、これからいろいろな角度から検討を加え、取り組んでまいりたいと思います。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

議長（下西淳史君） 次に、定岡敏行議員。

5番（定岡敏行君） 6月定例議会に当たり、単独存続に向かう境港市の市政運営の方向をめぐって、その前進を願う立場から私の提言を述べつつ黒見市長に御質問いたします。

最初に、米子空港の滑走路延長事業をめぐる問題です。5月の28日、鳥取県から市議会にこの取り組み状況について説明がありました。内容は、延長のためにJR境線の地下化という方針でしたが、JR側との調整がまとまらず、平面迂回、まだ定かではありませんが、県道と同じように外浜街道の方へ線路を迂回させるということを検討してるというものでした。わずか1,200メートルほどの区間を最大350メートル以内で迂回をする。大変なカーブで、安全性が確保できるものか不安を抱きますが、そういう方針だということでした。

2,500メートル滑走路の必要性を県や国、そして市も一つには国際化時代の山陰の拠点空港として大型化の就航が必要だ。もう一つは、自由化にさらされる航空業界のコスト削減へ飛行機の大型化が避けられない。また、羽田空港の発着枠が少なく、満席に近い東京便の朝夕のニーズにこたえるには大型化しかない。こう説明してきました。

その少し前の5月の16日には、全日空が東京・米子便の7月18日からの1便増便を発表いたしました。朝一番に出て最終便で帰れば東京に10時間いられる、大変便利にな

るといふことで、朝日新聞が「山陰の空路、元気になあれ！」と見出しに書いておりましたけれども、本当にそのとおりで、結構なことあります。

山陰の拠点空港にするのだということについては、この国際化時代のもとにあつてローカルなそれぞれの地域の発展をどう考えるのか、どこに求めるのか、これはこれで大きなテーマで、全面的に触れる時間はありませんが、同じ朝日新聞の記事のもう一つがソウル便の低迷でした。キャパが5割を切る。一部運休という事態で、日本海新聞も就航3年目に入るソウル便、苦戦と大きく報道し、数日前の旅行業者の会議では、アジアナ航空本社の厳しい判断もありと語られました。元気になあれのその気持ちはそうだけれども、現実にはシビアに直視しなければなりません。一時的なことだとしてしまつてよいかどうか、9・11、イラク、そしてSARS、この不安定な時代の中にあつて、日々の出来事がたちまち旅客に影響するという事態です。こうした現実の中に破綻しかねない自治体が競い合つてまでしなければならない巨額の事業かどうか、お考えをお聞かせください。

いま一つは、使用機材の大型化の問題であります。私たち日本共産党はこれまで県民の要望は大型化ではなく増便、業界の流れも小型化でコストダウンだと大型化を理由にした滑走路延長を批判してまいりましたが、実際今、自由化にさらされている航空業界の要望は、地方路線については羽田空港の再拡張と小型機材による増便で、いつでも空港に行けばすぐ乗れる、これが潜在的な利用客の掘り起こしにもなり、コストダウンにもなるという方針です。今回の東京便の増便自体がそのあかしであつて、現に2,500メートル滑走路を持つ地方空港でも、大型機が就航している空港はそうないではありませんか。そして、「地方空港 - 冬の時代」という記事が新聞紙面をにぎわせています。大型機の就航が欠かせないというこの2,500メートル化の前提が崩れてきているのだと思うんですけれども、御見解をお聞かせください。

この事業は国や県が事業主体ですが、境港市も積極的推進の立場で全面協力をしていません。総額240億円近く、県費約100億円を投入する、周辺整備に境港市も6億円つぎ込む方針です。私たちは基本的に民間航空整備に反対をしているわけではありませんが、JRとの協議が破綻、線路の迂回まで検討が必要になつたというこの事態は、もともとのこの事業の持つ無理の一つのあかしのように思えます。事業推進を前提に地元と約束された周辺整備事業はもともと地元住民の願いにこたえたものですから、これはこれで実施しなければなりません。目的を失つた本体の事業は今からでも抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。国と県に市から提言をしていただきたいと思うんです。境港市が勇断をもって提言をすれば、動かない片山知事ではないでしょう。浮いた県費で例えば福祉・医療・教育施設など、この建設を夕日ヶ丘団地に検討してもらえば、もともと県の責任もある、この夕日ヶ丘の保有地の問題打開に、そしてまたそのことでどれだけ市民に喜ばれ、当市の財政再建の大きな貢献にもなると思うのですが、いかがでしょうか。

続いてですが、昨年6月市議会で私は総医療費の問題に触れましたが、国民健康保険、老人保健、退職者医療など、境港市に係る総医療費は平成13年度決算で見れば61億

1,600万円の多額に上っています。住民の命と暮らしを守る自治体の役割に照らして大切な仕事ですが、これに伴う市の医療給付費は52億5,000万円、市財政に大きな比重を占めています。ここで合理的な改善や縮減の方策があれば積極的に取り組むのは普通にいっても自治体として当然のことです。まして財政問題が焦眉の課題となっている本市にとっては、待ったなしの課題であります。この立場から今回、後発薬の問題について取り上げたいと思います。国民医療費に占める医薬剤費はおおむね30%と言われていすから、境港市の国保や老人保健などにかかわっても、単純に言えば毎年約18億円もの薬代が支払われていることとなります。大体日本の薬は欧米に比べてべらぼうに高く、製薬会社が大もうけで、これを支える医薬品工業会と政界、ここの癒着など、ここをどう改革するかが国政上の大問題ですが、もう一つ最近注目されていることに、後発薬をもっと積極的に使用すればという問題があります。

後発薬とは、新薬の開発には莫大な費用がかかる。だからどうしても新薬は高額なものになり、そのためたしか6年間の独占的な販売期間が保障されており、これは特許権でそれ自体非難されることではありませんが、その独占的な販売期間が終われば、他の製薬会社でも同じ効能、同じ効き目を持つ薬を製造・販売ができる。実際多くの医薬品が厚生労働省の認可を得て今でも販売され、使われています。それを後発薬といいます。値段は、製品によって当然違いますけれども、新薬と後発薬には3倍、5倍、物によっては10倍の値段が違います。後発薬が断然安いわけであります。例えばヘルペス、単純な疱疹のことですが、抗ウイルス剤を使うのだそうですけれども、新薬でゾピラックス錠200というのを使えば薬価が322.3円で、1週間服用すれば1万1,280.5円になる。後発薬のピゾクロス錠200というのを使えば112.7円で、1週間では3,944円50銭で済む。その差額は実に7,336円だということです。65%も安いのであります。ヘルペスを例に挙げましたけれども、何も特殊なことではなくて、およそすべての病気にわたって幾らでも事例を挙げることができます。ある高血圧の薬なら、1カ月で新薬なら7,707円、後発薬なら1,974円、実に5,733円も安くなるんです。薬価基準点数早見表というのを見せていただきましたけれども、分厚い本がありまして、薬ごとにそうした新薬の点数、これに対応する後発薬の点数などが全部決められています。

今サラリーマンも3割負担が強行され、患者負担が耐えがたいものになっています。受診抑制、処方せんをもらっても薬局に行かない、こんな事態まで起きています。後発薬を使えばどんなに患者さんが助かるのでしょうか。ある病院関係者の方が、患者さんにとってかなりの負担軽減になるでしょうと言われました。私が気になったのは、医療機関の経営への影響で、安い分だけもうけにならないのではないかと幾つかの医療機関、病院に勉強させていただきましたが、大体今、薬価差益というのは5%ぐらいしかなくて、薬でもうけが出る状況じゃないと言われました。以前済生会にいらっしゃった議長に紹介をいただきまして済生会病院にも伺いましたけれども、ここでは平成14年度社会保険診療報酬の改定概要という書類を見せていただきました。厚生労働省が国の方針として今、後発薬の

使用を誘導することになったこと、そのため、まだ院外処方に限ってだけでも、後発薬を含む処方に対してはそうでない処方よりも2点、つまり20円加算する、そういう措置を始めたことを教えてくださいました。経営上、後発薬の使用は何の問題もないとおっしゃいました。別の医療機関からは、にわかに進むとは言えませんが、大いにやってくださいと激励をされました。

もう一つは、市財政への効果です。冒頭言いましたように、平均的に言って、総医療費の30%が薬剤費ですから、後発薬の使用で例えば総医療費が10%下がれば、単純計算ですが、市の国保財政にも毎年1億数千万円の節約になるのです。患者にとっても、そして医療機関にとっても、市にとっても、失うものはないどころかよいことばかりではないでしょうか。とはいっても、民間病院や医院に市が直接この方針を押しつけることはできませんが、幸いにも境港市では済生会病院の受診者数が市内の総受診者数の40%を超えていると聞きました。ここでの取り組みが進めば、それだけ大きな前進を図ることができる状況にあります。そして済生会病院は恩賜財団とはいっても事実上の市民病院的役割を担っていて、経営方針を決定する理事会の会長は黒見市長です。行政の意向を病院としても受けとめる基盤はあるのですから、ここはぜひ後発薬を積極的に使用するよう御検討をお願いし、最初の質問を終わりたいと思います。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 定岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、米子空港の問題でございます。定岡議員は、地方路線は大型機でなく小型機による増便の方向だと、したがって滑走路延長の事業目的が既に崩れておるのでないかという御意見であります。私は、米子空港は山陰の拠点空港として高い潜在能力を持っており、滑走路の延長は必要との考えから、今、鳥取県の重要課題として国と協力して取り組まれておる事業であります。環日本海時代の交流拠点を目指す本市といたしましても積極的に重要港湾境港と米子空港の機能充実を図ってまいる考えでございます。御理解をいただきたいと思っております。

定岡議員がおっしゃるよう確実に中型機、小型機と言われておる飛行機も今は数からいけば多くなっております。これから拠点空港の飛行機というのはトリプルセブン、いわゆるボーイング777の200と300、これがこれから主体になるだろうと言われております。確かにそれほど利用客がなくて、地方から地方へという路線は小型機か中型機か、それは航空会社としても採算性の面からいっても当然こういった傾向にならざるを得ないわけですが、今、米子から東京へ行くのには朝の便と3便、4便が比較的搭乗率がいいわけでありまして、特に朝の1便というのはなかなかチケットがとれないという状況もありまして、先般新聞報道されておりましたように、東京便については5便になる、7月18日からと言っておりますが、そういった計画になるわけで、時間帯は朝8時といたしますから東京で10時の会には十分間に合う。そうすると、もう日帰りが普通になってしま

うという今時代を迎えておりまして、そうしたときには今の767、これは270人ほど乗れる飛行機ですけど、これではもう間に合わないというのはもう時間の問題だろうと言われております。拠点空港としてはやはり2,500の滑走路を、少なくとも最低2,500は整備しなければいけない。ちなみに日本海側の空港、本土ですけども、青森、秋田、新潟、小松、小松は2,700ですが、ほかは全部2,500、それから小松から西の方は、九州の福岡までには2,500という飛行場はないんです。山陰、鳥取・島根両県の中での拠点空港を目指して取り組むということになれば2,500が必要だということで今取り組んでおるところであります。

次に、後発医薬品、なかなかなじみがない薬品の名称でございますが、後発医薬品の積極的使用で薬剤費を縮減し、患者負担の軽減や国保財政の健全化に向けてのという御意見であります。平成14年4月から診療報酬の改正により厚生労働省は後発医薬品を使用する処方せん料を43点、先発医薬品を使用する処方せん料が41点に改正をされました。現在、市内の医療機関では先発医薬品が主流を占めておりますが、後発医薬品を使用している医療機関もあると伺っております。済生会境港総合病院におかれましては、先発薬品会社は研究開発に当たり多くのデータを所持され、副作用等の詳細な情報提供があり、医療機関の要望にすぐにこたえていただけるということから先発医薬品を使用しておられます。定岡議員は患者負担の軽減や国保財政のという観点から質問をされておられますが、患者、御家族にとっては疾病に対する御心配とメンタルな部分もあることを御理解をいただきたいと存じます。

済生会で患者の希望があればということも当然あると思っておりますけれども、済生会の病院の中の組織にこういった専門の事柄を検討する委員会があると聞いております。済生会のそういったしかるべく組織の中で医師が最終的に信念を持って責任を持って取り組まれるということでないかと思っております。

議長（下西淳史君） 追及質問がありましたらどうぞ。

定岡議員。

5番（定岡敏行君） 最初に、後発薬の問題に触れたいというふうに思うんですけども、実際問題、まだ済生会病院でも現実問題、使われてないわけですよ。そのことは承知してるわけでありまして、医療の世界で、特にドクターのところでは大変なこの問題では、信頼性の問題等々でなかなか使用したがないという現実のことがあることも十分承知をしているわけです。しかし、パネルをごらんいただきたいというふうに思うんですが、またまた、これが後発薬シェアの、薬の中でどれだけ今、後発薬が使われてるかという各国の比較なんです、アメリカ、イギリスで既に49%、それでドイツで40%、日本ではまだ10.8%、しかも200床以上の大きな病院の方が極めて少ないということに現実になっているわけです。思うんですけども、そんなに一般的に後発薬に対して信頼がないということが現実あるんだとすれば、こういうことには私はならないだろうというふうに思うんですよ。日本でも使われてないわけではありまして10.8%ということにな

ってるわけですが、民間の医療機関等では使われ始めている。境の医療機関の中でも使っているところがある、こういうふうになってきているわけでありまして、なぜ大きなところでおくれているかというのが私は一つ状況を示しているのではないかというふうに思うんですが、やはり大きな総合病院なんかの勤務医ということになれば、そういう社会的な要請、社会的な問題ということに対してやはり大変無関心なのではないか、どうしても専門的な医療という、効果というところばかりでともかく信頼性というところさえいってれば事が済んでしまうような部分というのが私はあるのではないかと思うんです。しかしこういう現実、社会的に見ても使われてきているわけでありまして、一般的にすべてを後発薬だから信頼性が置けないんだということというのはあり得ないわけでありまして、仮にも私は、医者なれば、世界でこれだけ使われてる現実を目の前にして、こういう社会的な要請を目の前にして、個々の論証を抜きにして、検証を抜きにして、信頼性がないという一通りの答えですべてを否定をしてしまっているのかというふうに思うんですよ。仮にもそういう方、専門家であるならば、むしろこういう社会的な要請を前にして一つ一つ検証していくと、そして安心して使っていけると自分たちが思うのであるならば、結果として、どんどん使っていくという立場に立つことが私は大切なんだというふうに思うんですよ。そういう点で、やっぱりそこを変えていけるといえるのはやはり理事会なり行政なり、こういうやっぱり立場からだというふうに思うのでありまして、当然一遍に解決するというふうに思いませんが、ここを変えていけるといえるのはやっぱり上からなんでありますから、早く最初の一步をやはりきちんと行政として投げかけをしかるべきところにしていくべきだと。幸いにも、さっきも言いましたように黒見市長が済生会の経営のトップなわけですから、そこには医療の問題にはなかなか踏み込めないとかいろいろな問題あるだろうけれども、しかしこれは社会的な要請の問題なわけですから、そこをよしとするならばやっぱり踏み込んでいくということが私は必要なんだろうというふうに思うんです。

市長は答弁によってはそのことは触れないと思ってたんですけれども、今度の市政懇話会で市民にサービス負担を求めるに当たって聖域なしだとおっしゃったんですよ、本当にね、今、そういう状況なんだと。市民の負担増についてはそういうふうにおっしゃるけれど、難しい問題とはいえ社会的にそのことが可能なのであって、社会的にそのことは要請でもあるとすれば、医師の世界だけはなぜ聖域なのかということに私はなると思うんですよ。それは個々の医薬品をどうだこうだということを僕らが言うことはできない、その使用がどうだこうだということは、しかし一般方針としてそういう状況が今あるならば、そこはもっと検討して広げていくようにしようではないかとか、後発薬の利用について、そういう一般方針をきちんと持って働きかけていくということは当然可能なわけでありまして、私は何としてもやるべきだというふうに思うんです。この点は改めて御答弁をいただきたいというふうに思います。

滑走路延長問題ですけれども、どうしても山陰の拠点空港として高いポテンシャル、潜在的な可能性を持ってるんだという答弁なんです、そのことに私はどれだけの本当に根

拠があるんだろうかと、その点が一つ。もう一つは、そういうことがたとえ多少あるとしても、冒頭私が言いましたように、本当に今もう破綻しかねない、人が言ってるわけじゃない、鳥取県自身のみずからのことについて、県財政についてそう言っている、境港市もそういつて今市民の前でもう破綻しかねない状況だと言っているわけでしょう。そういう状況の中で、なぜそこまでしなければならぬ潜在的な可能性という、そこに山陰拠点空港として将来に夢みたいなものを持ってらっしゃる、そのことと今日の前で、こういう現実を抱えてきている状況の中でなぜやらなければならないのかということについてはもっとやっぱり単にできればええがなという問題ではないわけで、そういうことを言うならば何ほどもほかにあるわけでありまして、できたらいいかもしれないけれどもできない現実がいっぱいあるわけですから、その中でなぜこの問題はそうなんだということをやはり合理的に市民に理解できるようにしていただかなければならないというふうに思うんですよ。

鳥取県の財政について、鳥取県自身が懸念される今後の財政状況というホームページで出していますよね。基金が平成17年度には底をついて、このままいけば19年度には263億円の赤字になるという、そういう状況が出ているわけですよ。そういう状況の中でなお必要な根拠というのは何なんだろうかとこのところをぜひわかるようにしていただければと思うんです。

山陰の拠点空港だということが言われましたから、例えば県が出している今度の空港問題、2,500メートル滑走路の延長の必要性を説いた文書ですね、この中で何と言ってるかということ、一つは、滑走路が2,500メートルになることによって国際対応中型ジェット機、定員約300人でアメリカ西海岸からインド、オーストラリア南部までノンストップで行けることが可能になると、だからやりましょうよ、こう言ってるわけですね。しかし私、本当考えてみていただいて、ノンストップでインドだアメリカだオーストラリアだことの、そのことを本当にやろうとするならば、せめて週1回でも定期便が飛ぶということがなければ、そんなことなんか考えられないでしょう。年に1回飛ぶかどうかの話じゃない。週に1回でもそういう可能性があるならば、私は検討に値するけれども、週に1回でもアメリカ西海岸に向かってノンストップでというならば、これは大型機の理由がそうなので、米子の発のときに定員のキャパの6割、7割乗ったらんといけんわけでしょ。200人、300人が米子空港から乗ってアメリカ西海岸まで行くと、向こうからも週に1回でもそういうのが来ると、インドからも来る、オーストラリアからも来るという状況ができなければこんな意味はないじゃないですか。そんなことを本当に想定できるのかどうかということが一つであります。もうちょっとそのところはリアルにお答えをいただきたいというふうに思うんです。

それから、国内路線との関係ですけれども、大型機は避けられないといいますが、500人、600人が乗るセブンスリーとおっしゃいましたですね、この飛行機、使用機材を使うとすれば、これは2,500メートルで可能なんでしょうか、トリプルセブンが。しかも一方では、当機の安全対策まで言われる中で、例えば大型機就航ということになれば

ば、ほんなら2,500メートルでいいのかという問題が私はあるんじゃないかと思うんですよ。そうではなくて、今航空当事者であるJALだとか全日空、ここ自体が今やそういう方針をとってないんですよ、国内路線については、いうところをもっとはっきりさせる必要があるんじゃないか。

国が定めた第7次空港整備7カ年計画ありますね。これは平成7年に立てたものでこれが今論拠になって事が進んでるわけでありましてけれども、しかしその後、JALは日本航空のこういう主張というのがあるんですけれども、ここで言ってるのは結局何かというと、これからの国内路線について、何かというと、問題は今羽田の狭隘なことなんだと。そこを早く改修をしていただいて、地方空港のところに小型機をもっと増便をとということが必要なんですよ、航空当事者の。時間がありませんので余り読みませんけれども、表題だけ読めば、空港制約なかりせば1999年度の国内線は機材の小型化等で発着回数30万回、23地方路線で84便増なんだと、これが日本航空の今の考え方の基本なんです。同様なことは全日空でも出しておるんです。これは4月の16日の発表文書でありますけれども、全日空もそういう方針なんです。777というのは、これは大型機材の話ですね。これは飛ばそうというならば2,500メートルどころじゃない、もっと延ばさなければならぬでしょう。しかし、2,500メートルというのは中型機と小型機を言う以上は要らないというふうに思うんですよ、要らないんですよ。これは詳しく言うまでもないかというふうに思うんですが、今のA320にかわる、今何を考えてるかということ、ボーイング社のやはり737の700を主流とするものに切りかえていくというんです。これに切りかえ。これは126から百二、三十の機材です。これは当然今の滑走路で十分なんです。そして中型機である767にいたしましても、これにかえていくと、これは滑走路の距離は今の321よりも少ないんですよ、少なくて済むんです。そういう点がもうはっきりしてきているわけでありまして、その上でなぜやっぱりどうしても2,500メートルなのかということについては、単にそれはできりゃええがなということだけではなくて、この財政の現状を前にしてなおどうしても必要だというならば、それなりのもっと説得力、話が必要なんではないだろうかというふうに思うんです。改めてちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 初めに、米子空港の問題であります。定岡議員は航空会社の資料まで取り寄せられてさまざまな角度から御検討なり御質問をされました。私が初め申し上げたように、山陰の拠点空港、これを目指した取り組みというのは、これは私は正義でないかと思えます。今当面どうだこうだということよりも将来展望を踏まえてここまで整備しておかなければ取り残されるという、そういった考えもあるわけです。現に今2,000という滑走路はまだ全国で幾らかありますが、今これは全部2,500を目指した取り組みをしております。出雲空港もそうです。ですけれども、2,500というのは2,500

以上というのは国からいえば、この財政難の中、財源難の中で拠点空港と考えられる地域しか認めないということも言っておる状況であります。ここで出雲にとられたら、まず米子空港はその可能性がなくなる、そういった考えもあるでしょう。鳥取県は、定岡議員がおっしゃるように、財政的に今、国、地方問わず大変厳しい中であえてなぜここまでやるかというのは、知事もそれなりのお考えを持って、これは政治として取り組まなければならないという信念があるからではないでしょうか。私はそう思っております。今、目先のことやどうだこうだということではなくて、将来展望を踏まえての御判断であると思っております。

それから、後発医薬品の問題でございますが、世界各国ではかなり今、普及をしておると。これは専門的なことですから私もあんまり突っ込んだ答弁はできませんけれども、要するに医療というのは患者と医師との信頼関係であると思えます。そして医師は、その患者の生命を預かってる医師は、自分の信念に基づき責任を持って治療するということをやっておられるわけでして、患者との信頼関係が最も大事だと思います。ただ、世界的な傾向、あるいは我が国でもそういった流れになっておるのに済生会病院はなぜかということになりますと、私としてはちょっとお答えしようもありませんが、私は確かに済生会の病院でなく済生会の会長、鳥取県の会長ということになっております。しかしながら、会長の権限というのはそこまではありませんで、現場、具体的には済生会病院とかそのほかの福祉施設のこととか、それは現場の長が責任を持って対応するという仕組みになっております。私が会長だからといって素人が専門の先生方にあれこれ意見言われるまた立場でもありませんし、ただ、今市議会でこういった意見があったということは伝えておきます。私からこういう薬を使いなさいと、それは私から言えないんです。それは世界的な傾向だということはお医者が一番よく知っておられると思えます。知っておりながら使いたがらないと、今、定岡議員もおっしゃったが、その使いたがらないという理由も私はよくわかりません。それは先生の判断でただ使っていないということでしょうし、またそういうケースが出てくれば、病院内で先生方、あるいは薬剤師を含めた何とかという専門委員会があるようですから、またそこでいろいろ話はされるでしょう。ただ、市議会でこういうことが話題になったということは伝えておきたいと思えます。

議長（下西淳史君） 2分間あります。

定岡議員。

5番（定岡敏行君） 一つはその後発薬の問題ですけれども、どの薬をこの場合使いなさいなんてことを指示しなさいとかなんとかということや当然求めてるわけじゃないわけでありまして、しかしやっぱり医療をめぐる問題、社会的な問題なわけですから、そういう問題としてこういう状況をきちんと市長として理解されるならば、積極的な検討を要請するということはあって当然のことだと私は思うんですけれども、御検討のほどよろしくお願ひします。

滑走路の問題ですが、結局政治だと、そういう判断だというふうにおっしゃるわけですが

が、そうだから進めていっちゃると当然思ってるわけでありまして、なぜそう判断をされるのかということについてもっとわかるように説明してほしいということを申し上げてるんです。よろしくお願ひ申し上げます。なぜどうしてもそこは外せないんだと、要るんだと。

議長（下西淳史君） 黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 滑走路の延長の問題は、私はこれまで申し上げておるように、その必要性を認めておるということであります。なぜ必要性を認めたかということについては、これも申し上げておるとおりであります。これから環日本海時代における拠点空港としてやはり整備していくことが必要だということであります。

議長（下西淳史君） 薬のことはいいですか。

5番（定岡敏行君） 結構です。

議長（下西淳史君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第54号～議案第60号

議長（下西淳史君） 日程第3、議案第54号から議案第60号までを一括上程いたしますが、議案質疑の通告がありませんので、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

日程第4 陳情第16号～陳情第23号

議長（下西淳史君） 日程第4、陳情第16号、中海の環境修復についての陳情から、陳情第23号、教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書採択に関する陳情までを一括上程いたします。

ただいま一括上程いたしました陳情は、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

散 会 （14時45分）

議長（下西淳史君） 以上をもって本日の日程は議了いたしました。

11日から15日までは委員会審査等のため休会とし、次の本会議は6月16日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員